

三次市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の背景・趣旨

東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）などの地震災害、また、近年頻発している風水害により大量の災害廃棄物が発生した。

本市においても、平成30年7月豪雨災害にみまわれ、早期の復興・復旧には災害廃棄物のすみやかな処理が不可欠であった。

本計画は、環境省が示した「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）、広島県が策定した「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月）を踏まえ、本市における発災後の迅速かつ適正な災害廃棄物処理のため、予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組んでおくべき事項を整理したものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針」に基づき、広島県が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方をとりまとめた。

具体的な対応策については、本計画を踏まえ、検討を行うなかで実効性を高めていくこととなる。

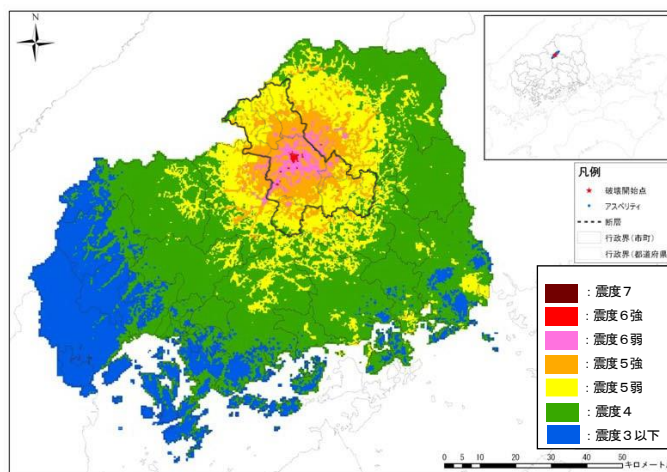
なお、災害発生時には、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制等について検討を行い、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画をとりまとめることとなる。

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とする。また本計画では、三次市地域防災計画（三次市 令和元年度修正）及び広島県地震被害想定調査報告書（広島県 平成25年10月）において、本市で最大の被害が発生すると予測される三次市直下の地震による被害を想定し、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行うものとする。また、本市では平成30年7月豪雨により相当数の住家や施設等が被災した。地震被害と合わせて水害時の検討も行う。

図1に三次市直下の地震による震度分布図を示す。

図1 三次市直下の地震における震度分布図



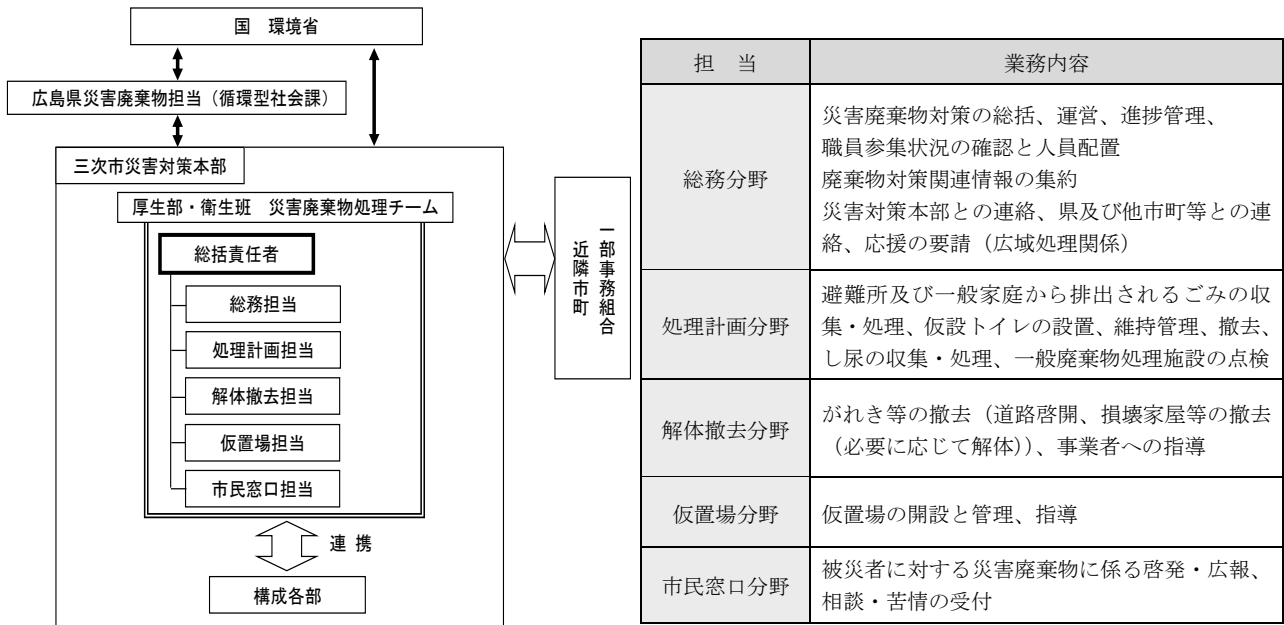
出典：広島県地震被害想定調査報告書（広島県 平成25年10月）

4. 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、倒壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物とする。（本編表1-8及び表1-9参照）。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。

5. 災害廃棄物処理体制等

(1) 対応組織



(2) 連携協力体制

大規模災害時には、本市のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。

広域的な相互協力体制については、県の連絡調整機能に基づく国の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や他市町、民間支援団体等への協力要請などを計画に基づいて行う。

(3) 情報収集

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、次の情報について収集する必要がある。

①被災状況

- ・ ライフラインの被害状況
- ・ 避難箇所と避難人員の数及び仮設トイレの必要数
- ・ 自区域内の一般廃棄物等処理施設の被害状況
- ・ 周辺地域の産業廃棄物等処理施設の被害状況
- ・ 有害廃棄物の状況

②収集運搬体制に関する情報

- ・ 道路情報
- ・ 収集運搬保有車両の状況
- ・ 委託事業者等の被災状況

③発生量を推計するための情報

- ・ 現状を視察のうえ仮置場での廃棄物集積状況・保管量の情報を確認
- ・ 全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数
- ・ 水害の浸水範囲（床上、床下戸数）

6. 平時の備え

- (1) 職員の教育訓練、研修の実施
- (2) 資機材の備蓄
- (3) 仮置場候補地の選定・確保
- (4) 廃棄物処理施設の災害対応力強化

- (5) 災害廃棄物処理に係る施策連携
- (6) 本計画の定期的見直し

7. 災害応急対応

(1) 初動行動

- ・道路上の災害廃棄物の撤去
- ・倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- ・生活ごみ等の処理（避難所ごみ、仮設トイレ等し尿の処理、粗大ごみの処理等）
- ・仮置場に持ち込まれた災害廃棄物の処理

(2) 避難所ごみ・し尿

- ・避難所ごみの発生量（試算）

項目	三次市直下の地震
避難所避難者数	1,370人
1人1日平均排出量	623 g/人・日（生活系ごみ）
避難所ごみ発生量	0.85 t/日

- ・仮設トイレ数・し尿収集量（試算）

項目	三次市直下の地震 発災後経過時間(当日・1日後)
避難者数	1,370人
断水による仮設トイレ必要人数	7,202人
仮設トイレ必要人数	8,572人
仮設トイレ必要基数	110基
非水洗化区域し尿収集人口	11,397人
災害時におけるし尿収集必要人数	19,969人
し尿収集必要量	33,947ℓ/日

8. 災害復旧・復興

(1) 被害想定に基づく災害廃棄物発生量（推計）

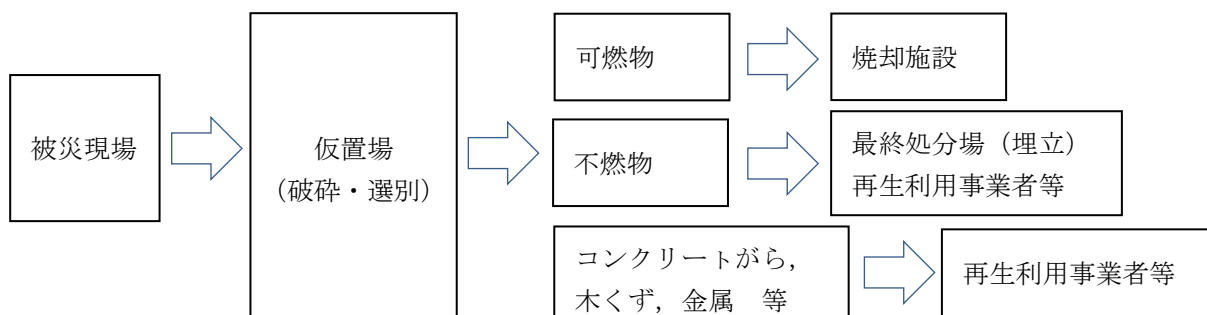
【地震災害】

発生する災害廃棄物（三次市直下の地震）					
可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
53,031 t	53,206 t	153,866 t	19,479 t	15,909 t	295,491 t

【風水害】

発生する災害廃棄物（三次市街地を流れる江の川水系馬洗川ハザードマップ）
災害廃棄物発生量 t = 浸水範囲にある建物数 × 2 t / 棟 = 10,977 棟 × 2 t / 棟 = 21,954 t

(2) 災害廃棄物処理の基本フロー

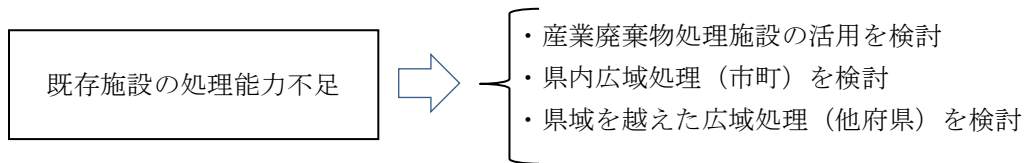


(3) 既存施設の災害廃棄物処理可能量（推計）

本市直下型地震による災害廃棄物発生量の内、可燃物は53,031tが推計されるが、三次環境クリーンセンターでの処理可能量は、分担率20%の高位シナリオで2,613.2t/年という推計結果になり、この処理に20年以上かかることとなるほか、現有焼却施設は供用開始後、相当年数が経過しており、経年劣化が及ぼす影響の把握も困難なことから、広域処理や仮設焼却プラントの設置について検討を行う。

また、不燃物の処理については、下荒瀬最終処分の残余容量が少なくなっている状況にあり、推計される不燃物53,206tを搬入する余裕が無いため、広域処理やリサイクル率の向上について検討を行う。

(広域的な災害廃棄物処理の検討手順)



9. 計画の見直し

本計画は、発災前・発災後において関係する計画を含め検証を行い、必要な見直しにより迅速かつ適正な災害廃棄物の処理につなげるものとする。

